

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 道路の区域変更  
道路の供用開始  
農業委員会の設置  
土地改良区定款変更認可  
豚コレラ予防注射の実施
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集  
政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
- ◇選管告示 第一回中国、四国連合宝くじ発売要領
- ◇公正 昭和三十年六月二十一日鳥取県告示第三百八、三百九号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第五百五十五号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基き道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年十一月十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

道路の種類 県道

路線名 蒲生鳥取線

道路の区域 岩美郡大成村大字新井字小神谷から同郡同村大字中河原字屋敷島まで

区間	新旧別	敷地の中員	延長	備考
岩美郡大成村大字新井字小神谷から同郡同村大字中河原字屋敷島まで	旧	メートル 四、五	メートル 100.0	道路改良 工事による
岩美郡大成村大字新井字小神谷から同郡同村大字中河原字屋敷島まで	新	メートル 五、五九五、〇	メートル 〇	変更



一日時 昭和三十年十一月十二日午前十一時  
 一場所 鳥取県教育委員会会議室  
 一議題 昭和三十年度教育表彰について

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会、その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄  
 政党、協会その他の団体の收支に関する  
 報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二 期間 昭和三十年一月一日から昭和三十年六月三十日まで（定期）

二十五日	（旧富益村）	〃
二十六日	（旧崎津村）	〃
二十六日	境港町（旧上道村）	〃
二十六日	米子市（旧彦名村）	〃
二十八日	（旧夜見村）	〃
二十八日	境港町（旧上道村）	〃
二十九日	米子市（旧彦名村）	〃
二十九日	（旧夜見村）	〃
二十九日	福生、福米	〃
二十九日	住吉、車尾	〃
二十九日	加茂	〃

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第四十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年十一月十一日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

### 三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は総額		一件千円以上の寄附		一件千円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
清風会	1	1円	1	1円	1	1円	三〇、一〇、
溝口町同志会	1	1円	1	1円	1	1円	三〇、一〇、

### 四 主たる寄附者及び支出

- (一) 寄附者 該当なし
- (二) 支出 該当なし

### 公 告

#### 第一回中国、四国連合宝くじ、発売要領

#### 一 発売の理由

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県が、各種公共施設に要する資金に充当するため共同して第一回中国、四国連合宝くじを発売しようとするものである。

- 二 名称 第一回中国、四国連合宝くじ
- 三 受託銀行 東京都千代田区内幸町一の一 株式会社 日本勧業銀行
- 四 発売の金額及び数 一千六百万円 十六万通
- 五 証票の金額 一枚 百円
- 六 証票の型式 開封式
- 七 発売期間 昭和三十年十一月十一日から昭和三十年十一月三十日まで
- 八 抽せん期日 昭和三十年十二月一日

